

## 第1章

## 総則

## 1 通関業法の目的（通関業法第1条）

通関業法は、**通関業を営む者**についてその業務の**規制**、通関士の**設置**等必要な事項を定め、その業務の**適正な運営**を図ることにより、**関税の申告納付**その他貨物の通関に関する手続の**適正かつ迅速な実施を確保すること**を目的とする。

国際貿易を行う為には、税関に対する手続が必要である。

関税の申告納付やその他の通関手続は一般的には複雑であり、専門的な知識や経験が必要である。

そこで輸出入業者は通関業者にこれらの手続を委託し、委託を受けた通関業者はこれを代理・代行することにより通関手続を円滑に、適正に行うこととなる。

これらの業務を適正に行うという**目的の達成**のために定められているのが「通関業法」である。

## ▼チェック問題

空欄に当てはまる語句を答えなさい。

通関業法は、通関業を営む者についてその業務の（イ）、通関士の（ロ）等必要な事項を定め、その業務の（ハ）な運営を図ることにより、関税の（ニ）その他貨物の（ホ）に関する手続の（ハ）かつ迅速な実施を確保することを目的とする。

## ▼解 答

イ：規制 ロ：設置 ハ：適正 ニ：申告納付 ホ：通関

通関士試験は語句選択式、複数肢選択式、択一式の出題形式があるが、空欄補充で解答ができる程度にまで準備しておくとよい。



CHECK

過去問題に挑戦しよう！

「通関業法の目的」またはこれらに類する単元の過去問に取り組みましょう。

（過去問解説講座テキストの利用者は目次を参照して下さい。）

※この単元は出題がされない場合があります。

※単元名は完全に一致しない場合があります。

## 2 通関業務の定義（通関業法第2条）

通関業務とは、通関業者が**他人の依頼**を受けて、**業**として独占的に行うことができる業務である。

通関業務の範囲は

- (1) 通関手続の代理
- (2) 不服申立ての代理
- (3) 税関官署に対する主張又は陳述の代行
- (4) 通関書類の作成

「代理」… 関税法等に基づく手続で、申告、申請等の法律的効果をもつものを依頼人に代わって行うこと。

「代行」… 税関に対する主張又は陳述（意見や考え方を述べること）等の真実行為を依頼人に代わって行うこと。



「業として行う」とは、  
営利の目的をもって行うこと=商売すること。

### (1) 通関手続の代理

- ア 輸出（積戻しを含む）又は輸入の申告からそれぞれの許可まで
- イ 特例輸入者の承認申請から承認まで
- ウ 特定輸出者の承認申請から承認まで
- エ 船（機）用品の積込申告から承認まで
- オ 保税蔵置場、保税工場、総合保税地域に外国貨物を置くことの承認申請から承認まで
- カ 保税展示場に外国貨物を入れることの申告から承認まで
- キ 保税工場において外国貨物を保税作業に使用することの承認申請から承認まで
- ク 総合保税地域において外国貨物を加工、展示等することの承認申請から承認まで

上記手続の過程においては次の手続が含まれる。

#### ■ 輸出入申告と関連して、申告等からそれぞれの許可又は承認を受けるまで

- ・ 関税の減免税の申請
- ・ 指定地外貨物検査許可申請
- ・ 開庁時間外の事務の執行を求める届出
- ・ 輸入許可前引取承認申請

#### ■ 輸入許可後に行われるものを含む

- ・ 修正申告
- ・ 更正の請求
- ・ 納期限の延長申請

・特例申告

- ・その他関税の確定及び納付に関する手続

■ その他

- ・輸出許可後の船名、数量等の変更申請



輸入者が自ら行う「自社通関」は、通関業務にあてはまらない。  
(他人の依頼によってする業務ではないため)

**(2) 不服申立ての代理**

関税法その他関税に関する法令によってされた処分につき、行政不服審査法又は関税法の規定に基づいて、税関長又は財務大臣に対してその依頼者を代理して行う。

- ア 税関長に対する再調査の請求の代理
- イ 財務大臣に対する審査請求の代理

**(3) 税関官署に対する主張又は陳述の代行**

税関官署に対して行う通関手続、不服申立て、関税法その他関税に関する法令の規定に基づく税関官署の調査、検査若しくは処分につき税関官署に対する主張・陳述の代行



「財務大臣に対して」は含まれない。

#### (4) 通関書類の作成

通関手続又は不服申立てに係る申告書、申請書、不服申立書その他これらに準ずる書類で、税関官署又は財務大臣に提出するものをいう。

これには電磁的記録を含む。

##### ア 通関手続の代理に関する手続の書類

- ① 輸出（積戻し）申告書
- ② 輸入（納税）申告書、輸入（引取）申告書
- ③ 特定輸出者の承認申請書
- ④ 特例輸入者の承認申請書
- ⑤ 外国貨物船（機）用品積込申告書、内国貨物船（機）用品積込申告書
- ⑥ 蔓入承認申請書
- ⑦ 移入承認申請書
- ⑧ 総保入承認申請書
- ⑨ 展示等申告書
- ⑩ 関税減免税申請書（明細書）
- ⑪ 指定地外検査許可申請書
- ⑫ 開庁時間外の事務の執行を求める届出書
- ⑬ 輸入許可前引取承認申請書
- ⑭ 関税更正請求書
- ⑮ 関税修正申告書
- ⑯ 特例申告書
- ⑰ 船名数量等変更申請書

##### イ 不服申立ての代理に関する手続の書類

- ① 再調査の請求書
- ② 審査請求書

##### ウ 税関官署に対して行う主張又は陳述の代行に関する手続の書類

- ① 主張又は陳述書

#### (5) 押印義務の廃止

行政のデジタル化という観点から、一部の例外（保証書・補償通知書）を除き、税関へ提出する書類への押印及び署名を廃止し、ほぼ全ての手続において不要となった。

#### (6) その他の定義

「通関業」とは、業として通関業務を行うことをいう。

「通関業者」とは、通関業法の規定による通関業の許可を受けた者をいう。

「通関士」とは、通関業法の規定による財務大臣の確認を受けて通関業者の通関業務に従事する者をいう。